

2020年度 泊発電所原子力防災訓練（総合訓練）について

1. 訓練目的、達成目標、検証項目

(1) 訓練目的

原子力災害が発生した状況下において、発電所および本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認すると共に、事故対応能力の向上を図る。

(2) 達成目標

- a. 情報共有ツールおよび情報連絡体制の見直しにより、情報共有能力の向上が図られること。
- b. 定型化したE R C対応方法の有効性を検証する。
- c. 発電所対策本部における各本部要員の活動内容を整理した本部要員活動表の有効性を検証する。
- d. 戦略立案方法（戦略立案の考え方）を構築し、有効性を検証する。
- e. オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の会議体用のプラント状況説明資料の作成方法の有効性を検証する。
- f. これまでの訓練から抽出された改善事項に対する改善策の有効性を検証する。

(3) 検証項目

- a. C O Pを活用し、「事故・プラントの状況」、「進展予測と事故収束対応戦略」、「戦略の進捗状況」に係る情報を、即応センターおよびE R Cプラント班へ情報提供が行えること。
- b. 見直したE R C対応ブースの要員配置および役割分担により、E R Cプラント班へ情報提供が行えること。
- c. 本部要員活動表を活用し、漏れなく発電所対策本部内の対応が行われること。
- d. 戦略立案フローに従い戦略の立案・変更が行えること。
- e. オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の会議体用のプラント状況説明資料の作成方法に従い、プラント状況説明資料の作成ができること。
- f. 改善事項に対する改善策が有効に機能していること。

2. 訓練日時

2020年11月27日（金） 13:30～16:20（反省会含む）

3. 訓練想定

(1) 事象発生時間帯

平日日中での発災を想定。

(2) プラント条件

- 1号機：新規制基準適合プラント（モード外、定検停止中）
- 2号機：新規制基準未適合プラント（モード外、定検停止中）
- 3号機：新規制基準適合プラント（モード1、定格熱出力一定運転中）

(3) 事故想定

(2)で示したプラント条件において、自然災害を起因としたトラブルが発生し、泊発電所に警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態に至る事象を想定。

(4) スキップの有無

訓練中のスキップ無し。

4. 訓練条件

- (1) 実対応に近い状況下での組織対応能力を確認するため、事故情報・事故対応に携わる全ての発電所災害対策要員および本店対策本部要員に対しては、シナリオ非提示型（ブラインド）とする。
- (2) プラントパラメータ情報（3号機）は、運転訓練シミュレータを基に作成したプラントデータをS P D S - W E B（訓練モード）にて、発電所対策本部、即応センターおよびE R Cプラント班で共有する。（E R S Sを用いた訓練は次年度実施予定。）

5. 訓練対象者

- 泊発電所：対策本部要員（事故情報収集、事故対応指示、事故情報等の発信）、各機能班（事故情報収集、事故対応）、訓練計画事務局（条件付与）
- 本店：原子力班（プラント情報収集・情報提供活動）、各機能班（プラント状況に合わせた活動の実施および社内外状況の報告）
- 東京支社：技術班（E R Cプラント班への情報提供活動）、総務班（E R C広報班への情報提供・収集活動）

6. 訓練項目および評価基準

(1) 泊発電所

- a. 緊急時通報・連絡訓練（事務局）
評価基準：通報・連絡に係る手順に従い、発災事象の進展による警戒事態該当事象発生連絡（続報を含む）、原災法第10条通報および原災法第25条報告を実施できること。
- b. 原子力災害対策本部設置訓練（事務局）
評価基準：発電所対策本部要員は、緊急時対策所へ参集後、緊急時対策所の運用に係る手順に従い緊急時対策所内のTV会議システム、チャットシステム等の立上げおよび通信設備の確認ができること。
発電所対策本部要員は、発電所対策本部の活動に係る手順に従い事故・プラント状況を把握し、EAL判断、事象進展予測、事故収束戦略の立案等の活動を実施できること、また、発電所対策本部要員は、これらの情報について、チャットシステム、COP等を活用し、情報共有できること。
- c. 環境放射線モニタリング訓練（放管班）
評価基準：環境放射線モニタリングに係る手順に従い可搬型モニタリングポストの運搬・設置および測定できること。
- d. 退避誘導訓練（業務支援班）
評価基準：退避誘導に係る手順に従い発電所構内から構外への退避誘導活動を実施できること。
- e. 原子力災害医療訓練（業務支援班、放管班）
評価基準：傷病者対応に係る手順に従い、傷病者の搬送、汚染検査、応急処置等の一連の傷病者対応ができること。
- f. シビアアクシデント対応訓練（技術班）
評価基準：シビアアクシデント対応に係る手順に従い、プラント状況に応じた事象進展予測および事故収束に係る対応操作の影響評価（負の影響、正の効果）を実施できること。
- g. 緊急時対応訓練
 - (a) 可搬型代替電源車給電訓練（運転班）
評価基準：可搬型代替電源車による給電に係る手順に従い、可搬型代替電源車による給電を実施できること。
 - (b) 緊急時対策所立上げ訓練（事務局）
評価基準：緊急時対策所の立上げに係る手順に従い、緊急時対策所発電機の起動等が実施できること。
- h. 資機材輸送・取扱訓練（業務支援班、放管班）
評価基準：資機材の搬送に係る手順に従い、可搬型モニタリングポストの運搬車両への搬入および、オフサイトセンターまで運搬できること。

(2) 本店（東京支社を含む）

- a. 緊急時通報・連絡訓練
評価基準：代替送信に係る手順に従い対応できること。
- b. 原子力災害対策本部設置訓練
 - (a) 本店対策本部設置訓練
評価基準：事故・プラント状況、EALの発生状況、事象進展予測、事故収束戦略と戦略の進捗状況を、COP、チャットシステム、通報文、SPDS-WE B（訓練モード）、ERC備え付け資料を活用して共有できること。
 - (b) ERCプラント班との情報共有訓練
評価基準：事故・プラント状況、EALの発生状況、事象進展予測、事故収束戦略と戦略の進捗

状況を、COP、チャットシステム、通報文、SPDS-WEB（訓練モード）、ERC備え付け資料を活用してERCプラント班に情報提供できるとともに、質疑応答できること。また、10条確認会議・15条認定会議への迅速な対応ができること。

(c) 広報活動訓練

評価基準：プレス文を作成でき、報道関係者、他電力広報担当者を含めた模擬記者会見で状況説明および質疑応答ができること。

c. 緊急時対応訓練

(a) オフサイトセンターとの連携訓練

評価基準：オフサイトセンターにて、プラント状況を把握し、合同対策協議会等の会議体に必要となるプラント状況説明資料が作成できること。また、作成したプラント状況説明資料を、即応センターに情報連絡できること。

(b) 原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）との連携訓練

評価基準：候補地の中から、後方支援拠点を選定でき、選定した後方支援拠点への実連絡ができること。

(c) 他電力支援拠点对応訓練

評価基準：他電力支援拠点に要員を派遣し、即応センターと他電力支援拠点間で情報連絡ができること。

(d) 原子力事業者間協力協定に基づく連携訓練

評価基準：原子力事業者間協力協定に基づき、泊発電所が発災した場合の幹事会社（日本原燃株式会社）に対して、警戒事態該当事象発生時の情報連絡、および原災法第10条該当事象通報に伴う協力要請を実連絡できること。

d. 原子力緊急事態支援組織対応訓練

評価基準：原子力緊急事態支援組織（美浜町）への実連絡を、社外支援要請に係る手順に従い実施できること。

7. 訓練評価

訓練事務局が、評価者による評価チェックシートの記載、訓練の振り返りとして訓練終了後に実施する発電所と本店による反省会を踏まえて、評価・分析を実施する。

以 上